

大和市告示第50号

大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱（令和5年大和市告示第135号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「は、交付の対象としない」を「又は補助に係る設備を設置する住宅の所有者等が本市の市税等を滞納している者である場合は、補助の対象者としてしないものとする」に改める。

第3条第1項中「申請者は、」の次に「別表第1、1の項から4の項までに掲げる」を加え、「に大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書」を「であって、別に定める日までに大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書（太陽光発電設備用）」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 申請者は、別表第1、5の項に掲げる補助事業に係る設備を設置する前であって、別に定める日までに大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書（既存住宅断熱改修用）及び別に定める添付書類を市長に提出しなければならない。

第10条中「補助事業者は、」の次に「別表第1、1の項から4の項までに掲げる」を加え、「大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書」を「大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書（太陽光発電設備用）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 補助事業者は、別表第1、5の項に掲げる補助事業が完了したときは、大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書（既存住宅断熱改修用）及び別に定める添付書類を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

別表第1、1の項中「市内」を「自らが居住し、又は居住を予定する市内」に、「含む」を「含み、増設を除く」に、「太陽電池モジュールの最大出力値」を「太陽電池出力値」に改め、同表2の項中「市内」を「自らが居住し、又は居住を予定する市内」に改め、同表3の項補助事業の欄中「0円ソーラー」の次に「（補助の対象者と当該太陽光発電設備の設置場所に居住し、又は居住を予定している個人の間契約に限る。）」を加え、同項補助金の額の欄中「太陽電池モジュールの

最大出力値」を「太陽電池出力値」に改め、同表4の項補助事業の中「0円ソーラー」の次に「（補助の対象者と当該蓄電池の設置場所に居住し、又は居住を予定している個人の間での契約に限る。）」を加え、同表に次のように加える。

<p>5 既存住宅断熱改修</p>	<p>個人又は集合住宅の管理組合等の代表者若しくは集合住宅を所有する法人</p>	<p>高性能建材を使用した断熱改修事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 当該断熱改修が、市内の既存の専用住宅（対象設備を設置する建物の建設工期間と、対象設備の工期間が重なっていないもので、既に人が居住したことがある専用住宅をいう。）になされること。</p> <p>(2) 令和3年4月1日付け環地温発第21033025号二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）交付要綱第3条に規定する間接補助事業の補助対象となる製品を使用すること。</p> <p>(3) 別に定める改修率等を満たすこと。</p> <p>(4) 同一物件で区分5の補助事業に対して本補助金を受けていないこと。</p> <p>(5) 1の項補助事業の欄第4号及び第5号に掲げる要件を満たすこと。</p>	<p>当該高性能建材の価格に3分の1を乗じて得た額（ただし、戸建住宅1戸あたり1,200,000円（このうち、玄関ドアは1戸あたり50,000円を上限とする。）を、集合住宅1戸あたり150,000円（玄関ドアを改修する場合は200,000円）をそれぞれ上限とする。）</p>
-------------------	--	--	---

別表第1備考第1項中「太陽電池モジュールの最大出力値」を「太陽電池出力値」に、「合計値（）」を「合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値（いずれも）」に改め、「第3位」を削り、「切り捨てる。）」の次に「のいずれか低い値」を加える。

別表第2第1号様式の項中「大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書」を「大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書（太陽光発電設備用）」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>第2号様式</p>	<p>大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書（既存住宅断熱改修用）</p>	<p>第3条</p>
--------------	---	------------

別表第2第2号様式の項中「第2号様式」を「第3号様式」に改め、同表第3号様式の項中「第3号様式」を「第4号様式」に改め、同表第4号様式の項中「第4号様式」を「第5号様式」に改め、同表第5号様式の項中「第5号様式」を「第6号様式」に改め、同表第6号様式の項中「第6号様式」を「第7号様式」に改め、同表第7号様式の項中「第7号様式」を「第8号様式」に改め、同表第8号様式の項中「第8号様式」を「第9号様式」に改め、同表第9号様式の項中「第9号様式」を「第10号様式」に改め、同表第10号様式の項中「第10号様式」を「第11号様式」に改め、同表第11号様式の項中「第11号様式」を「第12号様式」に、「大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書」を「大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書（太陽光発電設備用）」に改め、同項の次に次のように加える。

第13号様式	大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書（既存住宅断熱改修用）	第10条及び第12条
--------	--	------------

別表第2第12号様式の項中「第12号様式」を「第14号様式」に改め、同表第13号様式の項中「第13号様式」を「第15号様式」に改め、同表第14号様式の項中「第14号様式」を「第16号様式」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。